

第3回 金沢市子どもの貧困対策基本計画策定委員会 次第

日 時 平成30年11月27日(火)
午前10時00分～午前11時30分
場 所 金沢市役所 7階 第4委員会室

1 開 会

2 議題等

- (1) 子どもの生活実態に関する調査(確定) 【資料番号1】
- (2) 本市の子どもの貧困の現状と課題 【資料番号2】
- (3) 子どもの貧困対策基本計画骨子(案) 【資料番号3】

3 その他

4 閉 会

金沢市子どもの貧困対策基本計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	選出区分
1	後出 建司	金沢市社会福祉協議会（事務局長） 金沢自立生活サポートセンター	地域福祉関係全般
2	岡田 孝司	金沢市中学校長会(会長)	教育関係者
3	北 篤司	金沢市社会福祉協議会 保育部会(会長)	保育関係者
4	喜成 清恵	公募委員	公募
5	坂江 一郎	金沢市小学校長会(副会長)	教育関係者
6	佐道 寛	石川県児童養護協会(会長)	社会的養護関係者
7	中山 通子	金沢市児童館厚生員会(会長)	児童館関係者
8	普輪崎 文子	公募委員	公募
9	松田 洋介	金沢大学人間社会研究域・学校教育系(准教授)	学識経験者 専門:教育社会学
10	水島 栄美子	NPO法人子育て支援はぐはぐそのままでいいよ (理事長)	子どもの生活を支援する活動をしている団体
11	宮本 雅春	石川県高等学校長協会(副会長)	教育関係者
12	吉本 隆史	金沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会(会長)	地域の児童福祉の担い手
13	米川 祥子	金城大学短期大学部幼児教育学科(准教授)	学識経験者 専門:カウンセリング、 発達心理学

(50音順)

委嘱期間:平成30年4月25日～平成31年3月31日

子どもの生活に関する実態調査（確定）

1. 子どもの生活に関する実態調査（以下、アンケート調査）

調査対象	4～5歳、小学2年生の保護者 小学5年生、中学2年生、16-17歳の児童・生徒と保護者 各1,200件、6,000世帯
調査方法	郵送配布、無記名郵送回答 無作為抽出（保護者の重複なし）
調査期間	平成30年6月25日～7月20日
回答率	36.7%

2. 本調査における相対的貧困層の定義

※1 本調査では、本市における「生活困難」を以下の3つの要素に基づいて分類しました。

① 低所得	世帯所得が厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準（世帯所得の中央値を平均世帯人数の平方根で除した値の50%＝140.6万円未満）の世帯
② 家計のひっ迫 （電話料金、水光熱費等、家賃の滞納など7項目）	1項目以上該当する世帯
③ 子どもの体験や所有物の欠如 （美術館に行く、お小遣い、家族旅行など13項目）	3項目以上該当する世帯

※2 本調査における相対的貧困層については、以下の2点に該当した世帯としました。

- ・①に該当した世帯
- ・②又は③にのみ該当した世帯については、所得が①の1.5倍の210.9万円未満の世帯

※3 ①に加えて、②、③の項目に該当する世帯を加え、①の所得データだけでは捕捉できない相対的貧困層を捉えようとしてきました。

※4 ①の低所得は、厚生労働省が用いている指標ですが、本調査では、回答者が回答しやすいよう世帯所得の単位を広くとっていること、所得の記入については本人が正確な金額を把握せずに記入している可能性もあることから、あくまで概算になります。

3. 調査結果

(1) 世帯の状況

項目	一般層	相対的貧困層
(1) ひとり親家庭（保護者が離婚、死別、未婚・非婚）	4.4%	32.5%

(2) 日常生活の状況、親と子の関わり

ア 子どもの生活習慣、健康状態

項目	一般層	相対的貧困層		
(1) 平日朝食を毎日食べる小学5年生の割合	92.7%	85.0%		
(2) ここ数ヶ月間の保護者から見た子どもの健康状態が「あまりよくない」「よくない」	1.8%	4.3%		
(3) 過去1年間に、子どもを医療機関に受診させた方が良かったが、実際にはさせなかった割合	10.6%	19.1%		
理由	一般層	相対的貧困層		
	① 子どもの様子を見て受診させなくて良いと判断	65.0%	① 子どもの様子を見て受診させなくて良いと判断	42.2%
	② 多忙で医療機関に連れて行く時間がなかった	21.4%	② 多忙で医療機関に連れて行く時間がなかった	22.2%
	③ 子ども本人が受診しなかった	3.9%	② 子ども本人が受診しなかった	22.2%
	④ 自分の健康状態が悪かった	1.5%	④ 公的医療保険に加入だが支払いが不安	4.4%
(4) 定期予防接種を受けていない世帯	1.8%	7.7%		
理由	一般層	相対的貧困層		
	① 多忙で医療機関等に連れて行く時間がなかった	34.2%	① 多忙で医療機関等に連れて行く時間がなかった	31.6%
	② 医学的な不信感によるもの	28.9%	② 医学的な不信感によるもの	21.7%
(5) 自分が必要だと思うときに、経済的理由で病院に行くことができない16-17歳の子ども	1.2%	7.7%		

イ 経済的理由で子どもにしてあげられないこと

項目	一般層	相対的 貧困層
(6) 金銭的な理由でできない子どもとの外出		
・ 遊園地やテーマパーク	4.8%	25.8%
・ スポーツ観戦や観劇	2.0%	13.9%
・ キャンプ・バーベキュー	1.5%	12.0%
・ 博物館・科学館・美術館などに行く	0.7%	12.0%
・ 海水浴・プールに行く	0.4%	6.5%
(7) 経済的理由で子どもにしてあげられないこと（上位5つ）		
	一般層	相対的貧困層
① 年1回の家族旅行	6.2%	① 年1回の家族旅行 32.6%
② 学習塾の利用	3.7%	② 学習塾の利用 26.6%
③ 習い事（音楽、スポーツ、習字等）	2.5%	③ 習い事（音楽、スポーツ、習字等） 22.5%
④ 毎月お小遣いを渡す	1.2%	④ 毎月お小遣いを渡す 12.8%
⑤ クリスマスプレゼントやお年玉をあげる	1.0%	⑤ 毎年新しい洋服・靴を買う 11.4%

ウ 経済的理由で家庭に不足しているもの

項目	一般層	相対的 貧困層
(8) 経済的理由で家庭に不足しているもの（上位5つ、貯金を除く）		
① 新聞の定期購読	9.6%	29.5%
② インターネットにつながるパソコン	4.3%	21.5%
③ 子どもが自宅で宿題をすることが出来る場所	1.9%	14.3%
④ 子どもの年齢にあった本	1.6%	12.7%
⑤ 世帯人数分のベッド又は布団	1.0%	11.0%

エ 子どもが所有していないもので、欲しいもの

項目	一般層	相対的 貧困層
(9) 自分用のものがなく、欲しいもの（上位5つ）		
小5	① 携帯音楽プレーヤー 33.7%	① 自分専用の部屋 52.5%
	② 自分専用の部屋 28.0%	② おやつやちょっとしたおもちゃを買うおこづかい 35.0%
	③ インターネットに繋がるPC、タブレット、スマートフォン 15.6%	③ 携帯音楽プレーヤー 30.8%
	④ おやつやちょっとしたおもちゃを買うおこづかい 14.1%	④ 子ども部屋（きょうだいと共用含む） 23.1%
	⑤ たいていの友達もが持っているおもちゃ 12.3%	⑤ インターネットに繋がるPC、タブレット、スマートフォン 22.5%
中2	① 携帯音楽プレーヤー 24.3%	① 携帯音楽プレーヤー 33.3%
	② 自分専用の部屋 12.7%	② 自分専用の部屋 27.8%
	③ 友達が着ているのと同じような服 11.0%	③ 2以上のサイズのあった靴 22.2%
	④ おやつやちょっとしたおもちゃを買うおこづかい 10.1%	③ おやつやちょっとしたおもちゃを買うおこづかい 22.2%
	⑤ たいていの友達が持っているおもちゃ 8.0%	⑤ たいていの友達が持っているおもちゃ 19.4%
十六〜十七歳	① インターネットに繋がるパソコン 20.1%	① インターネットに繋がるパソコン 37.5%
	② 月5千円ほどの自分で自由に使えるお金 19.2%	② 月5千円ほどの自分で自由に使えるお金 32.5%
	③ 本、資格取得の研修、通信教育などの自分に投資するお金 16.1%	③ 友達と遊びに出かけるお金 30.0%
	④ 友達と遊びに出かけるお金 7.8%	④ 本、資格取得の研修、通信教育などの自分に投資するお金 27.5%
	⑤ 電子辞書 5.5%	⑤ 電子辞書 12.5%

(3) 子どもの教育の状況

項目	一般層	相対的 貧困層		
(1) 子どもに大学以上の教育を受けさせたいと考えている保護者	68.8%	46.2%		
(2) 四年制大学進学を希望する16-17歳の子ども	71.4%	57.5%		
(3) 進学希望だが、経済的理由で進学する予定がない16-17歳の子ども	1.4%	13.9%		
(4) 学校を辞めたくなるほど悩んだ経験のある16-17歳の子ども	36.9%	45.0%		
	理由			
	一般層			
	① 通学するのが面倒	9.8%	① 精神的に不安定	15.0%
	② 友人とうまくかかわれない	9.4%	① 勉強についていけない	15.0%
	② 友人関係のトラブル	9.4%	③ 通学するのが面倒	10.0%
	② 精神的に不安定	9.4%	③ 友人とうまくかかわれない	10.0%
	⑤ 勉強についていけない	8.6%	⑤ 友人関係のトラブル	7.5%
	⑥ いじめにあった	3.1%	⑤ 学校とは別にやりたいことがある	7.5%
	⑦ 早く経済的に自立したい	2.7%	⑤ 経済面（授業料、教材費等）	7.5%
⑦ 体調不良	2.7%	⑤ 早く経済的に自立したい	7.5%	
(5) 学習塾や家庭教師を利用している児童・生徒				
・ 小学5年生	26.3%	12.8%		
・ 中学2年生	46.7%	28.6%		
・ 16-17歳	22.8%	20.0%		
(6) 塾代などの学校外の教育費の平均月額				
・ 小学5年生	6,014円	3,788円		
・ 中学2年生	13,039円	9,333円		
・ 16-17歳	9,200円	6,775円		
習い事代の平均月額				
・ 小学5年生	6,754円	4,333円		
・ 中学2年生	3,634円	1,682円		
・ 16-17歳	953円	1,500円		

(4) 就労の状況

項目	一般層	相対的 貧困層
(1) 父親の就業状況		
・ 就業率	99.6%	95.2%
・ 常時雇用	80.7%	59.9%
・ 週平均労働時間	48.1時間	46.2時間
(2) 母親の就業状況		
・ 就業率	80.8%	85.8%
・ 常時雇用	40.1%	23.6%
・ 週平均労働時間	30.2時間	30.5時間
(3) 父親の最終学歴が大学卒業以上	58.5%	38.5%
(4) 母親の最終学歴が大学卒業以上	31.6%	21.7%
(5) 収入を伴う仕事（アルバイト含）をしている16-17歳	7.1%	17.5%

(5) 世帯の経済状況

項目	一般層	相対的 貧困層		
(1) 現在の暮らしの状況は「やや苦しい」「大変苦しい」	27.0%	69.4%		
(2) 月々の収支が赤字	22.1%	57.9%		
補 て ん 方 法	一般層			
	① ボーナス	13.1%	① 貯金の取り崩し	30.4%
	② 貯金の取り崩し	10.7%	② カードローン・銀行ローン	11.4%
	③ 両親、兄弟姉妹、親族の援助	3.2%	③ 両親、兄弟姉妹、親族の援助	8.9%
(3) 過去1年間に必要な食料・衣類が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」	4.5%	26.6%		
(4) 急な出費のための貯金（5万円以上）がない	5.9%	30.8%		
(5) 経済的理由での滞納（上位3つ）	一般層			
	① 税金、国民健康保険、国民年金	2.5%	① 税金、国民健康保険、国民年金	27.8%
	② その他の債務	1.5%	② 水光熱費	16.2%
	③ 水光熱費	1.2%	③ その他の債務	15.9%
(6) 子どもの生活費／携帯・スマートフォン代の平均月額	1,334円	2,352円		
子どもの生活費／子どもの服・靴代の平均月額	4,268円	4,643円		

(6) 周囲の人や支援者との関わり

項目	一般層	相対的 貧困層		
(1) ここ数カ月間の健康状態が「あまりよくない」「よくない」と感じている親	8.0%	16.8%		
(2) 子どもを持ってから辛い経験をした	27.9%	48.5%		
理由	一般層	相対的貧困層		
	① わが子を虐待しているのではないかと思 い悩んだ	12.4%	① わが子を虐待している のではないかと思 い悩んだ	18.1%
	② 出産や育児でうつ病 (状態)になった時 期がある	11.0%	① 出産や育児でうつ病 (状態)になった時 期がある	18.1%
	③ 子どもに行き過ぎた 体罰を与えたことが ある	6.3%	③ パートナーから暴力 を振るわれたことが ある	14.8%
	④ 自殺を考えたことが ある	4.1%	④ 自殺を考えたことが ある	11.8%
⑤ パートナーから暴力 を振るわれたことが ある	4.0%	⑤ 子どもに行き過ぎた 体罰を与えたことが ある	11.4%	
(3) 子どもが病気の時や、自分が用事の際に頼れる親族や友人がいない	8.4%	12.7%		
(4) 普段不安や悩みを相談する相手がいない	6.4%	15.1%		

(7) 制度利用、支援への要望

ア 保護者への支援

項目	一般層	相対的 貧困層
(1) 保護者が現在必要・重要だと思う支援		
① 子どもの就学に係る費用の軽減	49.5% (1)	68.4% (1)
② 子どものことや生活のことなど悩みごとの相談	30.7% (2)	31.6% (2)
③ 同じような悩みを持った人同士で知り合えること	20.0% (3)	21.9% (3)
④ 病気や出産、事故などの事情があった時に一時的に子どもを預けられること	19.0% (4)	21.5% (4)

⑤ 住宅を探したり住宅費を軽減するための支援	7.8% (8)	20.7% (5)
⑥ 就職・転職のための支援	12.7% (7)	19.8% (6)
⑦ 土日や夕方以降に相談できること	14.0% (6)	19.0% (7)
⑧ 一時的に必要な資金を借りられること	3.7% (11)	16.9% (8)
⑨ 病気や障害のことなどについて専門的な相談	14.4% (5)	16.0% (9)
⑩ 市役所等の手続きを一緒に行ってくれること	3.4% (10)	12.2% (10)

イ 子どもへの支援

項目	一般層	相対的貧困層	
(2) 子どもが利用してみたい支援・サービス			
① 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [16-17歳]	66.9%	① 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [16-17歳]	67.5%
② 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [中2]	62.8%	② (家以外で) 家の人がい ない時、低額・無料で ごはんを他の人と食 べることができる場 所 [16-17歳]	57.5%
③ 大学生のボランティア などが、勉強を無料で みてくれる場所 [16-17歳]	53.8%	③ 家で勉強できない時、 静かに勉強ができる 場所 [中2]	55.6%
④ (家以外で) 休日にい ることができる場所 [16-17歳]	51.8%	④ (家以外で) 休日にい ることができる場 所 [16-17歳]	55.0%
⑤ 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [小5]	51.3%	⑤ (家以外で) 休日にい ることができる場所 [中2]	52.8%
⑥ (家以外で) 休日にい ることができる場所 [中2]	50.0%	⑥ 家で勉強できない 時、静かに勉強がで きる場所 [小5]	52.6%
⑦ 学校における給食サ ービス [16-17歳]	45.8%	⑦ 学校における給食サ ービス [16-17歳]	50.0%

本市の子どもの貧困の現状と課題

1. 関係団体等 ヒアリング（以下、ヒアリング調査）

ヒアリング調査は、困難を抱えている子どもや家庭の現状と課題を支援者の視点から捉えることで、困難に陥ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的に実施しました。

調査対象	保育所・こども園、小学校、中学校、高等学校、教育委員会、児童養護施設、放課後児童クラブ、地域で子どもを支援する団体・グループ 計 14 カ所の代表者、管理者、職員等
調査方法	対面による聞き取り
調査期間	平成 30 年 6 月 20 日～7 月 5 日

2. 調査結果から見てきた現状

(1) 世帯の状況

ヒアリング調査では、困難を抱えている家庭がひとり親家庭、多子世帯、保育料の減免や就学援助を受給している世帯、年金生活を送る世帯に多いという意見がありました。

アンケート調査では、一般層より相対的貧困層のひとり親家庭の割合が高くなっています。

(2) 日常生活の状況、親と子の関わり

アンケート調査結果では、小学 5 年生で朝食を毎日食べる子どもの割合は一般層より相対的貧困層のほうが低くなっています。また、子どもを医療機関に受診させた方がよいと思いましたが、実際にはさせなかった割合や定期予防接種を受けていない世帯の割合は、相対的貧困層のほうが多くみられました。

また、相対的貧困層の家庭の 1 割では、自宅に子どもが宿題をすることが出来る場所がないことが明らかになっています。相対的貧困層では、小学 5 年生の約半数が自分専用の部屋を希望しています。また、中学 2 年生では、相対的貧困層の約 2 割がサイズのあった靴を希望しており、子どもの成長に合わせた衣類等を適宜準備することが難しい現状が見えてきます。相対的貧困層では、一般層より経済的理由で子どもにしてあげられないことのある割合が高く、相対的貧困層の子どもが多様な経験を積む機会が一般層より少ない可能性があります。

ヒアリング調査では、保護者が忙しく子どもに関わる余裕がないこと、仕事が不規則で子どもの生活リズムが整わないことから、子どもの基礎的な生活習慣が身につかない状態にあることが指摘されています。また、子どもに無関心で自分のことを優先し、自分の交際費やレジャー代等を我慢しない保護者がいることが分かりました。

(3) 子どもの教育の状況

アンケート調査結果では子どもに大学以上の教育を受けさせたいと考えている保護者の割合、四年制大学進学を希望する 16-17 歳の子どもの割合は一般層のほうが高くなっています。相対的貧困層では、進学希望だが経済的理由で進学する予定がない子どもが 13.9%います。このことは、ヒアリング調査でも指摘されており、大学進学時には多額の学費や生活費が必要なことから進路を変更せざるを得ない子どもがいることが分かりました。また、保護者も子どもも就学支援金や奨学金等が利用できることを知らず、進学をあきらめていた場合があることも明らかになりました。

また、16-17 歳の子どもの約 4 割が、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験があり、その原因として相対的貧困層では、精神的不安や勉強についていけないことが上位に上がっています。また、少数ではありますが、授業料等の支払等の経済的理由により悩む子どもが存在していることが明らかになっています。

学校外の教育については、学習塾や家庭教師を利用している児童・生徒は、一般層のほうが相対的貧困層より多いという結果がみられています。

(4) 就労の状況

アンケート調査結果では、父親・母親の就業率や労働時間は一般層と相対的貧困層で大きな差は見られませんでした。常時雇用の割合は一般家庭より相対的貧困層のほうが少ないという結果が見られました。ヒアリング調査でも、保護者が派遣やアルバイトで低賃金であることや就労が不安定で一つの職場に定着しないという指摘がありました。また、子どもの父親と母親の最終学歴が大卒以上の世帯は一般層のほうが相対的貧困層より多いという結果が出ています。

アンケート調査結果から、相対的貧困層では、16-17 歳の子どもの約 2 割が収入を伴う仕事をしていることが分かりました。

(5) 世帯の経済状況

アンケート調査結果では、現在の暮らし向きについて、相対的貧困層の 6 割以上が苦しいと感じており、約半数は月々の収支が赤字となっています。また、赤字については、貯金の取り崩しの他、カードローン・銀行ローンで補っている実態が明らかになりました。相対的貧困層の 1/4 は 5 万円以上の急な出費のための貯金がなく、2 割の世帯は必要な食料・衣類が買えない経験や税金等の滞納をした経験があり、生活が非常に不安定であると考えられます。

ヒアリング調査では、お金の使い方の優先順位が異なり、保育料や学納金の滞納があっても、衣服や携帯代等にはお金を使うため、外見からは生活困窮の状況は分からないという指摘がありました。

(6) 周囲の人や支援者との関わり

アンケート調査結果では、保護者がつらい経験や体調不安を抱えている割合、子育てで頼れる親族や友人がいない、不安や悩みを相談する相手がいない割合は一般層より相対的貧困層の方が高いという結果が出ています。

ヒアリング調査では、保護者が離婚やDV、子育ての責任感がきっかけで精神的に不安定になる等、生きづらさを抱えている場合が多く、心身に疾患がある場合もあるという状況が分かりました。一方で、保護者が社会や地域から孤立している、頼れる親族がいない等、相談相手が得にくいこと、支援者等が支援をしようとしても、保護者自身には貧困の意識がないため支援を求めない場合や、生活に困っていることを表に出さないようにし、利用できる支援を拒否する場面があることが分かりました。

ヒアリング調査では、自己肯定感が低く、困りごとを自己発信できない子どもがいることが指摘されています。また、子どもなりのプライドがあり、家のことを友人や学校に相談できない子どもや、子どもが家庭の状況を理解し、保護者に心配・負担をかけないよう気遣う子どものいる実情が明らかになりました。

(7) 制度利用、支援への要望

アンケート調査結果では、「子どもの就学に係る費用の軽減」を希望する割合が一番多く、子どもの就学費用が家庭にとって大きな負担となっている現状が明らかになりました。また、相対的貧困層では、「就職・転職の支援」、「住宅費の軽減」、「一時的に必要な資金が借りられること」といった経済的な支援を希望する割合が高くなっています。また、相対的貧困層の1割は「市役所等の手続きを一緒に行ってくれること」を希望しています。

経済的な支援以外では、子どものことに関する相談・支援や同じ悩みを持つ人との交流等、多くの保護者が相談できる相手や場所を求めていることが明らかになりました。本市にはすでに多様な相談窓口がありますが、ヒアリング調査では、行政の窓口には敷居が高くてなかなか相談に行けないこと、窓口が複数あり、どこに相談に行けばよいか分からないこと、民生委員児童委員や主任児童委員等の地域の支援者が十分に知られていないこと等が指摘されています。また、最近は情報収集の手段が携帯・スマートフォン中心となっており、対応が求められているという意見がありました。

アンケート調査結果では、小学5年生、中学2年生、16-17歳の半数以上が家庭の状況に関わらず、家以外で静かに勉強できる場所を希望しています。また、16-17歳では、「(家以外で)家の人がない時、低額・無料でごはんを他の人と食べることができる場所」「学校における給食サービス」を希望する割合も高くなっています。

ヒアリング調査では、中学生・高校生の相談先や居場所が小学生や未就学児に比べて少ないという意見がありました。また、一方で、子どもの中には、学校の間関係がそのままある場所や地域の支援の場には行けない子どもがいるという指摘もあり、個別に支援が必要な子どもがいる実情が明らかになりました。

3. 本市の子どもの貧困に関する課題

(1) 子どもの育ちに関する課題

子どもたちが、心身を健やかに成長するためには、安心して過ごせる環境が不可欠ですが、相対的貧困層では保護者の生活不安、時間的余裕がないことや無関心などにより保護者が子どもに十分に関わるできない状況にあります。こうした状況では、基礎的な生活習慣や学習習慣が身につかないほか、心身の健全な成長に影響が生じます。

(2) 子どもの教育に関する課題

相対的貧困層では、子どもが置かれている環境によって、登園・登校が出来ない場合があり、基礎的な学力が不足する可能性があります。学習塾などの学校以外の学びの機会についても一般層と比較して少ない結果が出ています。また、家庭の経済的事情によって、大学等の進学先の選択に不利な影響があります。

(3) 世帯の経済状況や保護者の就労に関する課題

保護者の就業状況について、相対的貧困層では、常時雇用が一般層と比較して少なく、就業していても低収入になりやすい状況があります。また、相対的貧困層では、貯金がない世帯が多く、経済的な余裕がないことがわかります。そのため、限られた収入の中で、計画的にお金を使う必要がありますが、家計管理が難しく、子どもの生活費や就学資金が確保できない状況があると考えられます。

(4) 相談体制に関する課題

相対的貧困層では、一般層と比較して相談相手が少ないという結果が出ており、からみあった問題をどこに相談したらよいか分からず、孤立している可能性があります。また、相対的貧困層では、保護者も子どもも大変さを表に出さず、困りごとを自己発信できない場合があり、地域の身近な支援にもつながりにくい状況があります。

一方で、身近な人が困っている家庭を発見したとしても、その後、どこにどのように相談したらよいか分からず、支援に繋がらない現状があります。

(5) 制度の周知・市民への啓発に関する課題

相対的貧困層では、子どもの成長段階に応じた支援制度に関する情報が届きにくく、サービス提供を受けていないケースがあるとの指摘があります。地域にも行政にも多数の専門の相談窓口がありますが、周知が不十分で、本当に必要としている人に必要な情報が伝わっていないという指摘があります。

また、子どもの貧困に関する問題が多く市民に共有されていない状況にあります。

金沢市子どもの貧困対策基本計画骨子案

1. 計画策定の趣旨

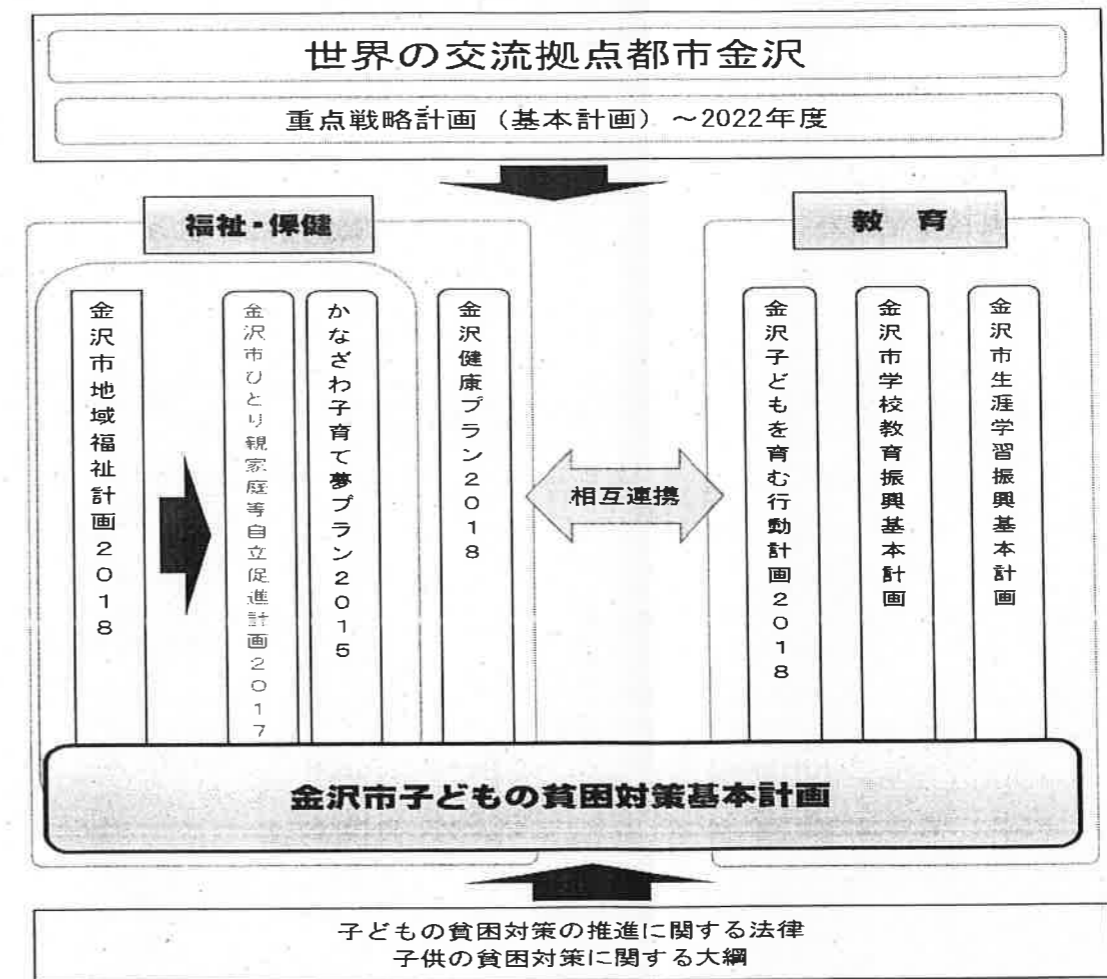
- 「平成 28 年度国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、我が国の子どもの貧困率は 13.9%と、前回調査（平成 25 年度）と比べると低下したものの、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい水準にある。
- こうした状況を背景に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行された。
- これを受け、国は同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標および指標の改善に向けた重点施策等を定めた。
- 大綱では、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが極めて重要であるとしており、子どもたちが、将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは、重要な課題であるといえる。
- 本市においても、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもの状況を把握し、今困っている子どもたちのことはもちろん、同時に、今後そのような状態にならないような環境を作っていくため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、支援が確実に届く仕組みを作るため、新たに「金沢市子どもの貧困対策基本計画（仮称）」を策定し、実効性のある取組を推進する。

2. 計画の対象

- 本計画は、子どもに関わるすべての市民を対象とする。
- また、支援の対象は、法律及び大綱の趣旨を踏まえ、0 才から満 18 才になった最初の 3 月 31 日までの子どもとその家庭とし、経済的に困窮状態にある、または、困難を抱えやすい状況にある子どもとその家庭とする。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえつつ、本市の新たな都市像である「世界の交流拠点都市金沢」に基づき、市の関連計画との調和を図りながら、基本理念、施策を体系的に整理し、効果的かつ着実に実行していくための指針を示すものとする。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、2019 年度から 2021 年度までの 3 年間とする。2022 年度以降は、「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」と一体的な計画を策定し、継続的に取り組む。ただし、法律、大綱、その他の制度改正等により、この計画が実態とそぐわなくなった場合は、必要に応じて、計画内容の見直しを図ることとする。

5. 本市の子どもの貧困の現状

(1) 関係機関等ヒアリング（以下、ヒアリング調査）の実施

調査対象	保育所・こども園、小学校、中学校、高等学校、教育委員会、児童養護施設、放課後児童クラブ、地域で子どもを支援する団体・グループ 計 14 カ所の代表者、管理者、職員等
調査方法	対面による聞き取り
調査期間	平成 30 年 6 月 20 日～7 月 5 日

(2) 調査状況から見てきた現状（*アンケート結果については別紙参照）

① 世帯の状況

- ・ 一般層より相対的貧困層のひとり親家庭の割合が高くなっています。
- ・ ひとり親家庭以外では、多子世帯、保育料の減免や就学援助を受給している世帯や年金生活を送る世帯も困難を抱えているという指摘がありました。

② 日常生活の状況、親と子の関わり

- ・ 保護者が多忙で子どもに関わる余裕がないことから、子どもの基礎的な生活習慣が身につかない状態にあると指摘されています。
- ・ 相対的貧困層は、経済的理由で子どもとの外出や体験ができない割合が高くなっています。
- ・ 保護者の中には子どもに無関心で自分のことを優先し、自分の交際費やレジャー代等を我慢しない人がいるという指摘がありました。
- ・ 相対的貧困層の小学 5 年生の約半数が自分専用の部屋を希望し、中学 2 年生では、相対的貧困層の約 2 割がサイズのあった靴を希望しています。

③ 子どもの教育の状況

- ・ 大学以上の教育を望む保護者、16-17 歳の割合は、一般層のほうが高くなっています。
- ・ 相対的貧困層では、経済的理由で進学予定のない子どもや、大学進学時には、多額の学費や生活費が必要なことから進路を変更せざるを得ない子どもがいることがわかりました。
- ・ 学習塾や家庭教師を利用している児童・生徒は、一般層のほうが相対的貧困層より多いという結果がみられています。

④ 就労の状況

- ・ 父親・母親の常時雇用の割合は相対的貧困層のほうが低くなっています。
- ・ 保護者が低賃金であること、就労が不安定で一つの職場に定着しないという指摘がありました。

- ・ 子どもの父親と母親の最終学歴が大卒以上の世帯は一般層のほうが高いという結果となっています。

⑤ 世帯の経済状況

- ・ 現在の暮らし向きについて、相対的貧困層の 6 割の世帯が苦しいと感じており、約半数は月々の収支が赤字です。
- ・ 相対的貧困層の 2 割の世帯は必要な食料・衣類が買えない経験や税金等の滞納をした経験があり、生活が非常に不安定であると考えられます。
- ・ 滞納があっても、衣服や携帯代等にはお金を使うため、外見からは生活困窮の状況は分からないという指摘がありました。

⑥ 周囲の人や支援者との関わり

- ・ 「保護者がつらい経験や体調不安を抱えている」、「子育てで頼れる親族や友人がいない」、「不安や悩みを相談する相手がない」割合は一般層より相対的貧困層の方が高いという結果が出ています。
- ・ 保護者が孤立し、頼れる親族や相談相手がないことや生活困窮を表に出さず、支援者等が支援をしようとしても、保護者自ら支援を求めない場合があることがわかりました。
- ・ 子どもが困りごとを自己発信できず、保護者に心配・負担をかけないように気遣い、家のことを友人や学校に相談できない実情が明らかになりました。

⑦ 制度利用、支援への要望

- ・ 相対的貧困層では、「子どもの就学費用の軽減」、「就職・転職の支援」、「住宅費の軽減」、「一時的に必要な資金の借り入れ」といった経済的支援を希望する割合が高くなっています。
- ・ 経済的支援以外では、「子どものことに関する相談・支援」、「同じ悩みを持つ人との交流」のほか、「市役所等の手続きを一緒に行ってくれること」が求められています。
- ・ 「行政の窓口には敷居が高い」、「窓口が複数ありどこに相談に行けばよいのかわからない」、「支援機関が十分に知られていない」こと等が指摘されています。
- ・ 子どもの半数以上が家庭の状況に関わらず、家以外で静かに勉強できる場所を希望しています。
- ・ 相対的貧困層の 16-17 歳では、「(家以外で) 家の人がない時、低額・無料でごはんを他の人と食べることができる場所」「学校における給食サービス」を希望する割合も高くなっています。
- ・ 中高生の相談先や居場所が少ないという意見があったほか、学校の人間関係がそのままある場所や地域の支援の場には行けない子どもがおり、個別に支援が必要な実情が明らかになりました。

6. 本市の子どもの貧困の課題

(1) 子どもの育ちに関する課題

子どもたちが、心身を健やかに成長するためには、安心して過ごせる環境が不可欠ですが、相対的貧困層では保護者の生活不安、時間的余裕がないことや無関心などにより保護者が子どもに十分に関わることができない状況にあります。こうした状況では、基礎的な生活習慣や学習習慣が身につかないほか、心身の健全な成長に影響が生じます。

(2) 子どもの教育に関する課題

相対的貧困層では、子どもが置かれている環境によって、登園・登校が出来ない場合があります。基礎的な学力が不足する可能性があります。学習塾などの学校以外の学びの機会についても一般層と比較して少ない結果が出ています。また、家庭の経済的事情によって、大学等の進学先の選択に不利な影響があります。

(3) 世帯の経済状況や保護者の就労に関する課題

保護者の就業状況について、相対的貧困層では、常時雇用が一般層と比較して少なく、就業していても低収入になりやすい状況があります。また、相対的貧困層では、貯金がない世帯が多く、経済的な余裕がないことがわかります。そのため、限られた収入の中で、計画的にお金を使う必要がありますが、家計管理が難しく、子どもの生活費や就学資金が確保できない状況があると考えられます。

(4) 相談体制に関する課題

相対的貧困層では、一般層と比較して相談相手が少ないという結果が出ており、からみあった問題をどこに相談したらよいか分からず、孤立している可能性があります。また、相対的貧困層では、保護者も子どもも大変さを表に出さず、困りごとを自己発信できない場合があります。地域の身近な支援にもつながりにくい状況があります。一方で、身近な人が困っている家庭を発見したとしても、その後、どこにどのように相談したらよいか分からず、支援に繋がらない現状があります。

(5) 制度の周知・市民への啓発に関する課題

相対的貧困層では、子どもの成長段階に応じた支援制度に関する情報が届きにくく、サービス提供を受けていないケースがあるとの指摘があります。地域にも行政にも多数の専門の相談窓口がありますが、周知が不十分で、本当に必要としている人に必要な情報が伝わっていないという指摘があります。また、子どもの貧困に関する問題が多く市民に共有されていない状況にあります。

7. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

“すべての子どもの育ちを守り、自立した未来を切り拓けるまち金沢”

すべての子どもは社会の宝であり、無限の可能性を持つかけがえのない大切な存在であるとともに、豊かな愛情に包まれ、将来を自由に選択できる権利を有しています。

私たち大人には、子ども一人ひとりの幸せを願い、健やかな育ちを保障する責務があります。

一方で、家庭の経済的事情や生活事情などによって子ども自身の力で克服することが困難な状況を抱えている場合が少なくなく、その不利が累積され、次の世代に引き継がれる貧困の連鎖が指摘されています。

子どもの貧困に関して何ら対策をとらなければ、子どもの明るい未来を閉ざすだけでなく、次世代の社会を担う人材が減少し、結果的に経済活動の縮小や社会保障費の増大につながり、大きな社会的損失をもたらす可能性があります。

子どもの貧困は決して他人事ではなく、私たち一人ひとりの生活に直結する問題であり、社会全体で喫緊に対応する必要があります。

本計画では、すべての子どもが安心して心豊かに育ち、自立した個人として未来を切り拓いていけるよう、下記の基本方針を掲げ、市民、地域、学校、行政が一体となって全力で取り組みます。

(2) 基本方針

I 地域全体で見守り支える体制づくり

本市の地域コミュニティを活かした地域全体で子どもの育ちを見守り、支える体制づくりを推進する

II 経済的困窮の世代間連鎖の防止

経済的困窮の世代間連鎖を防止する重層的施策体系を構築する

III 未来に夢と希望を持ち成長できる社会の実現

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望を持って成長できる社会の実現を目指す

8. 計画の体系

基本理念

基本方針

施策の方向性

施策の展開（主なもの）

すべての子どもの育ちを守り、自立した未来を切り拓けるまち金沢

I 地域全体で見守り
支える体制づくり

II 経済的困窮の世代間連鎖
の防止

III 未来に夢と希望を持ち
成長できる社会の実現

① 子どもの育ちを支える生活支援

- 家以外での子どもの居場所づくり
- 基本的な生活習慣が身につく取組
- 中学生及び義務教育就業後の子どもへの支援 など

② 子どもの学びを支える教育支援

- 身近な地域での学習支援
- ひとり親家庭等及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- 子どもの進学を支援する取組 など

③ 生活基盤の安定を図るための
保護者への支援

- ひとり親家庭等の保護者への就労支援
- 保護者が安心して就労するための子育て支援の充実
- 就学資金を確保するための資金計画の支援 など

④ 地域から切れ目なくつながる
重層的な支援体制の構築

- 子どもの貧困の早期発見のための取組
- 0から18才まで一貫した支援を受けられる相談支援拠点
- 地域の身近な支援者から専門機関まで切れ目なくつながる相談体制
- 子どもの支援団体の連携支援とネットワークづくり など

⑤ 施策・制度の周知及び子どもの
貧困に関する意識啓発

- ホームページやアプリを活用した子育て相談の充実
- 家庭への直接的なアプローチによる情報提供
- 地域の身近な相談窓口や民生委員児童委員、主任児童委員の周知
- 子どもの貧困の正しい理解の促進 など

8. 計画の体系

